

北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年8月4日

北海道後期高齢者医療広域連合長 大場



北海道後期高齢者医療広域連合規則第3号

北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則

北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則（平成20年北海道後期高齢者医療広域連合規則第4号）の一部を次のように改正する。

第22条の次に次の1条を加える。

（高額介護合算療養費の支給申請）

第22条の2 省令第71条の9第1項に規定する申請書は、高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書とする。

2 広域連合長は、前項の申請書を受理したときは、速やかに支給又は不支給を決定し、後期高齢者医療給付支給決定通知書又は後期高齢者医療給付支給申請却下通知書により当該被保険者に対し通知するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。